

DV防止啓発ニュース vol.4

京都府 平成22年3月発行



デートDV防止ハンドブックを作成しました。

京都府では、配偶者等からの暴力（DV）防止の取組の一つとして、高校・大学等の若年層に、DVについて考える機会を提供し、正しい知識と理解を深めることが重要と考え、府のDV基本計画の中で、若年層に対するデートDVの予防啓発を推進することとしています。

この度、立命館大学の学生を中心としたグループに制作を依頼し、国際ソロプチミスト京都のご協力を得て、大学生等の若者向けにデートDV防止ハンドブックを作成しました。今後、府内の大学等を中心に配布するとともに、啓発セミナーで活用するなど、デートDVの防止啓発により広く取り組んでいきたいと考えています。

この度、立命館大学の学生を中心としたグループに制作を依頼し、国際ソロプチミスト京都のご協力を得て、大学生等の若者向けにデートDV防止ハンドブックを作成しました。今後、府内の大学等を中心に配布するとともに、啓発セミナーで活用するなど、デートDVの防止啓発により広く取り組んでいきたいと考えています。

「デートDV」って知っていますか？

交際の低年齢化に伴い、若い世代でもDVが増えてきています。配偶者以外のカップル、特に10代から20代の恋人どうしの中で起こる暴力を「デートDV」と呼んでいます。

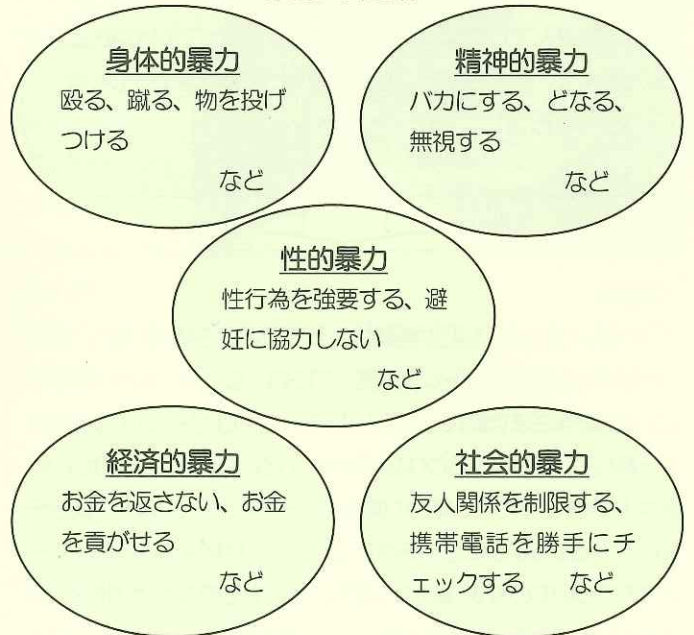
DVは身体的暴力のイメージが強く、自分には関係ないと思っている人も多いようですが、携帯電話による束縛や行動の監視などいろいろな暴力があります。

内閣府の調査では、男性から女性に対する暴力が多く、被害に遭っても誰にも相談しない人が大勢いることがわかります。

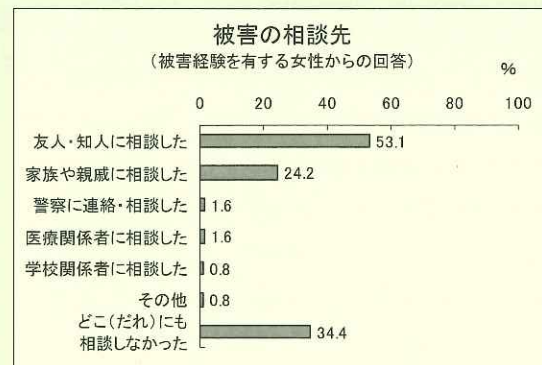
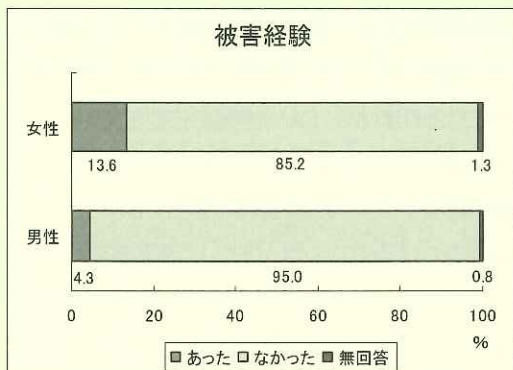
「好きだから暴力をふるってもいい」、「束縛することが愛」と誤解していませんか？どんな理由があっても暴力は決して許されない行為です。

自分の気持ちを大切に、嫌なことは「NO」と言う。相手への思いやりの心を持ち、自分の意見や考えを押しつけない。そうしてお互いを大切にすれば、「すてきな関係」をつくっていくことができるでしょう。

～暴力の種類～



●10代から20代の頃の交際相手からの被害（資料出所「男女間における暴力に関する調査」（内閣府、平成21年3月））



※被害の内容：「身体に対する暴行」、「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」、「性的な行為の強要」のうちいずれかの行為

ドメスティックバイオレンスの実態

DVサポートラインに寄せられたDVの相談の中から2つの事例を紹介します。

(※これらは、プライバシー保護のため、事実をそのまま紹介したものではありません。)

事例1

数年前にDVで離婚したが、体調が悪く働けない。

(Aさんからの相談)

暴力をふるう夫のもとから逃げて、公的機関や弁護士の支援を得て1年前に離婚が成立した。単身で住居を確保し、仕事を探して働くと考えていたが、離婚成立の直後から、家事もできないくらい気持ちが悪さしたり、ちょっとした物音が怖くて、道を歩くときにも理由なくビクビクしてしまう。睡眠も十分にとれず、怖い夢を見たり、夫の暴言や叩かれた場面を思い出して、冷や汗や動悸が止まらなくなる。実家の母親には「何でそんなに弱い。しっかりしなさい」と叱咤され、これまで相談にのってくれた友人に相談しても、「離婚してもう1年もたつのに、おかしいね」と言われるので、かえって落ち込んでしまう。以前は社会的だったのに、いまは人と会うのが怖くて、外出もしたくない。自分は、このままおかしくなってしまうのだろうか。

(解説)

Aさんのように、別居や離婚によってDVから離れた後に、抑うつ症状や心的外傷後ストレス障害(PTSD)などの、暴力の後遺症といえるさまざまな症状に悩む人は少なくありません。DVの加害者から離れて、暴力をふるわない状況にいるのに、気力が出ない、物音や人が怖い、そして、暴力の場面がよみがえって、いまその暴力を受けているかのように恐怖を感じるといった経験はだれにとってもとてもつらいものです。暴力から離れた後にもそのような症状が出現するということを、当事者はもちろん、家族や友人、場合によっては支援に携わる人たちも知らないことも多く、そのため当事者は周囲の言葉でさらに追い詰められてしまいます。

このような状況に苦しむ人に対しては、まず、その人が経験していることはDVの後遺症であり、多くの人が同じような経験をしていることをはっきりと伝える必要があります。そして、DVの心身への影響に理解のある医療機関でケアを受けられること、カウンセリングなどの心理的ケアでつらい経験を整理することで少しずつ回復していけることなども丁寧に伝えます。症状はすぐには軽減しませんが、「自分はどうなってしまうのか」という不安でいっぱいになっている当事者にとっては、自分に何が起きているのか、どうしたら症状が軽減、改善していくかを知ることがとても重要です。

事例2

夫が生活費をなかなか渡してくれない。

(Bさんからの相談)

夫は気に入らないことがあると、暴言を吐く・物を壊す・完全に無視をするということが結婚以来続いている。Bさんと高校2年の娘はそんな夫を怒らせないように、顔色を見ながら、何とか暮らしてきた。しかし2年前に、夫から銀行のカードを取り上げられ、生活費を自由に引き出すことができなくなった。そのうえ、「家計を節約できないお前が悪い」と言われ、お金の使いみちを言わないと、お金を渡さなくなった。自分が稼いだお金を自分が好きにして何が悪いというのが夫の考えで、実際夫は自分の趣味にお金をつぎ込んでいる。今では夫は生活費をほとんど渡さなくなり、Bさんがパートで得た収入と実家からの援助でやりくりするような状況で、苦しい生活を強いられている。こんな生活がいつまで続くのか、もし自分が働けなくなったらどうなるのか、娘の大学進学費用も出してもらえないのではないかと、不安な毎日を送っている。

(解説)

DV被害で身体的・精神的・性的暴力はよく知られていますが、経済的な被害も見逃せません。本来は生活費や教育費は夫婦で話し合って決めていくものです。しかし、Bさんの夫のように、お金を一方的に握って管理し、お金を渡さないことで、配偶者や子どもの気持ちや行動を自分の思い通りに支配・コントロールするDV加害者も少なくありません。

この状態のもたらす心理的圧迫はきついもので、他の被害と同じく精神的な症状がでたり、無力感が強くなったり、子どもに悪い影響が出たりします。別居や離婚を考えようにも、経済的な理由や子どもの将来のことが気になって、あきらめてしまっている被害者が多いのが実情です。別居中の婚姻費用の分担の義務は法的にありますが、同居の場合、生活費を出させるための強制力のあるやり方は法的にはありません。DV加害者の行動を変えることも困難です。

この場合も、まずは相談から初めてみてはどうでしょうか。別居や離婚によって、今の生活水準が落ちてしまうという不安や子どもに迷惑をかけるのではないかと、罪悪感などが生まれるのは当然のことです。自分の気持ちの整理や症状の軽減から始めて、自分がどうしたいかを決めていけるといいと思います。

「京都府家庭支援総合センター」が開設

京都府では、児童虐待やDV、障害など家庭を取り巻く課題に対応するため、京都児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を統合し、家庭問題に関する総合的な相談機関として平成22年4月に「京都府家庭支援総合センター」を開設しました。

- 家庭問題に対して相談部門が連携してワンストップで対応
- 判断や対応が難しい相談内容に対して、専門家によるバックアップを得ながら対応
- 東山ファミリーホーム（母子生活支援施設）や府警察本部の少年サポートセンターを併設し、連携を強化

<所在地> 京都市東山区清水四丁目185番地1

<電話番号> 075-531-9600（代表）

DV相談専用電話 075-531-9910

こども虐待専用電話 075-531-9900

デートDV ～彼氏・彼女になる前に知っておきたいこと～「DVを考えるつどい」より

「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間（11/12～11/25）」を中心に府内3市町（木津川市、京丹波町、与謝野町）との共催で「DVを考えるつどい」を開催しました。

うち京丹波町では、人権問題を考える学習の一環として和知中学校でデートDVをテーマに実施し、保護者等も参加されました。

はじめに、立命館大学産業社会学部の斎藤真緒准教授の講演があり、「デートDVは誰にでも起こりうる問題だが、相手に対する好意が強いほど嫌だという感情がぼやけてしまい、愛情と勘違いしてしまう」と説明。その後、同大学生も加わり、学年ごとに分かれてワークショップが行われ、生徒が学生と一緒に、若者の目線でお互いを尊重し合うことの大切さについて話し合いました。

若い世代には、勉強や部活、趣味、友達、そして恋人などたくさんの大切なものがあります。時には立ち止まって、自分の優先順位を考えてみましょう。



参加者アンケートから

（生徒）

- DVは身体的暴力だけではないことを初めて知った。
- DVについて教わり話し合ったことを踏まえて、これからの恋愛についてしっかり考えたい。

（保護者）

- 夫婦関係においてもあり得ることなので、今一度考えてみたい。
- この年代からDVを考える機会があることは、今後育ってゆく過程で生かされることと思う。

平成21年度「配偶者からの暴力被害者支援基礎セミナーin 京都」を開催しました。

京都府では、平成21年11月19日（木）・20日（金）の2日間にわたり、内閣府、(独)国立女性教育会館との共催で「配偶者からの暴力被害者支援基礎セミナーin 京都」を開催しました。

本セミナーは、全国の男女共同参画センター等で相談業務を行う比較的経験年数の浅い職員等が、配偶者からの暴力に関する基礎知識と相談技法を学ぶための実践的な研修で、毎年、全国3箇所で開催されています。

1日目は、配偶者からの暴力の実態と影響、被害者の支援に有効な法律について講義が行われました。2日目は、講義やロールプレイを取り入れたワークショップにより、被害者からの相談の受け方や面接の留意点、被害者の自立支援における社会資源の活用方法などについて学んだ後、4つの分科会に分かれ、問題解決に向けた相談の受け方について事例研究を行いました。

参加者からは、「相談現場で疑問に思っていたことが少し解消され、これからは以前と違った対応ができるのではないかとと思う」、「ロールプレイを通して相談の聞き方の重要性を感じた」などの感想をいただきました。

京都府ではDV被害女性のグループワークを実施しています。

京都府では毎年、DV被害女性の心理的回復を中・長期的に支援するための取組の1つとして「DV被害女性のグループワーク（以下、G・W）」を行っています。平成21年度は、南部地域で全5回実施し、北部地域でも再開しました。G・Wとは、DV被害女性がカウンセラーのサポートのもと自分のDV被害体験を語り合う場です。

DVは、『暴力という手段を用い（親密な関係にある）他者を支配する関係』です。暴力は身体的なものだけではありません。加害者による支配は、DV被害女性を「孤立化」させます。被害状況から抜け出た後も、自分の被害体験を語る場がないことや長引く心身の不調のために、様々な人間関係のなかで、孤立感や疎外感を深めることがあります。G・Wは、DV被害女性が「ありのままの自分である」ことや「自分の体験を語る」ことが他の参加者の力になるという、被害女性どうしの相互支援の場です。

参加者からは「孤立感、罪悪感、不安などが軽減し、様々な心身症状が減少してきた」などの声も寄せられています。人前で話すことはできないと感じる方は、無理にお話いただく必要はありません。参加者が自分のペースで安心して参加し、相互に支援し合えるよう、2名のカウンセラーがサポートします。

平成22年度は南部地域で全5回実施し、うち最終回は前年度までにG・Wに参加した方がどなたでも参加できる回として開催する予定です。北部地域でも引き続き実施します。お問い合わせは京都府男女共同参画センター（075-692-3433）まで。

～ひとりで悩まないで、相談して～

DV被害者の支援を行っている機関・団体等は多数あります。

DVかもしれないと思ったら、勇気を出して相談窓口にご相談してください。

京都府の主な相談機関（この他各市町村、民間にもあります）

相談機関	電話番号	開設日・時間
京都府家庭支援総合センター DV相談専用電話	075-531-9910	毎日 9:00～20:00(年中無休)
京都府男女共同参画センター (らら京都)	075-692-3437	月～土曜日(水曜日・祝日・年末年始除く) 10:00～18:00(月・火曜日 19:00まで)
京都府警察 総合相談室	075-414-0110 (#9110)	月～金曜日(祝日除く) 9:00～17:45
女性の人権ホットライン (京都地方法務局人権擁護課)	0570-070-810 075-231-2014	月～金曜日(祝日除く) 8:30～12:00、13:00～17:15

※ 緊急時・危険を感じたら迷わず110番

～ご協力ありがとうございました。～

平成21年度京都府「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間」

京都府では、DV被害者が自ら被害に気づき、安心して周りの人に相談できる環境づくりのため、毎年11月12日～25日を中心とする期間に、府内の各団体と連携し啓発事業を展開しています。平成21年度は、府内の103団体の後援・協賛を得て、啓発カードを病院やスーパーなど約1,300ヶ所に設置していただくなど、より広範囲に御協力を得ることができました。御協力いただいた関係団体、関係機関の皆様には厚くお礼申し上げます。

企画・編集・発行 京都府府民生活部男女共同参画課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

TEL: 075-414-4292 FAX: 075-414-4293

E-mail: danjokyodo@pref.kyoto.lg.jp